

# クロスボウの所持等の在り方に関する報告書

令和2年12月

クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会

## 目 次

第 1	はじめに	1
第 2	クロスボウをめぐる現状（概要）	2
1	クロスボウの概要	2
2	クロスボウの使用実態等	2
3	クロスボウが使用された犯罪の実態	3
4	クロスボウに関する相談の実態	4
5	クロスボウの威力	5
6	クロスボウに関する法令上の取扱い	6
7	事業者による自主規制の取組	7
第 3	検討の基本的な方向性	8
第 4	規制の方向性	10
1	規制の態様について	11
2	クロスボウの定義、規制対象の範囲について	13
3	所持が可能な用途について	16
4	人的欠格事由を設け、継続的な確認等を行うことについて	18
5	構造・機能に関する規制について	21
6	使用方法・場所に関する規制について	24
7	保管方法・場所に関する規制について	26
8	所持者に対する講習について	29
9	譲渡し（販売等）に関する規制について	30
10	現に所持している者への経過措置等について	32
11	その他の規制について	33
第 5	おわりに	37
参考資料 1	クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会委員名簿	38
参考資料 2	クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会開催状況	39

## 第 1 はじめに

令和 2 年 6 月 4 日、兵庫県宝塚市において、クロスボウを使用して 3 人を死亡させ、1 人に重傷を負わせるという凶悪な事件が発生した。

この事件を受け、警察庁において確認したところ、クロスボウが使用された刑法犯事件の検挙件数は、平成 22 年 1 月から令和 2 年 6 月までの間で 23 件あり、そのうち、殺人、殺人未遂等の故意に人の生命・身体を害する罪の事件は 13 件と半数以上を占めていた。

令和 2 年 7 月以降も、クロスボウが使用された殺人未遂事件が相次いで発生するなどの状況にある。

このような状況を踏まえ、各方面の専門家によりクロスボウの所持等の在り方について検討を行うため、本検討会が開催されることとなった。

本検討会は、令和 2 年 9 月から同年 11 月までの間に計 4 回にわたり開催され、各回とも各委員から率直な意見が述べられ、幅広い議論が展開された。

本報告書は、本検討会における議論の結果を取りまとめたものである。

## 第2 クロスボウをめぐる現状（概要）

### 1 クロスボウの概要

#### (1) クロスボウとは

クロスボウは、弦を引いた状態で固定する装置を有し、弦を固定してから矢を装てんし、銃のよう（図1参照）に引き金を引くことにより矢を発射させるものである<sup>\*1</sup>。

古くから武器として用いられてきた。現在、競技スポーツ用具等として使用されている。

【図1】クロスボウの一例



#### (2) クロスボウの特徴

クロスボウは、弦（弓の原理）を用いるものであるが、弦を引いた状態で固定する装置を有し、引き金を引いて矢を発射させる構造を有するため、人力で弦を引いたままの状態を狙いを定めて射る必要がある洋弓・和弓と比べると、一般的に、操作が容易であり、習得までの期間も短い等の特徴がある。

### 2 クロスボウの使用実態等

現在、我が国において、クロスボウは、例えば次のような用途で使用されていることが認められる。

- 射撃競技：クロスボウを使用した射撃競技が行われており、国内の競技者数は100人程度。国内の競技団体として日本ボウガン射撃協会が存在し、大学の部活を含む9団体が参画。国際競技団体（IAU）に加盟し、国際大会にも参加。
- 射撃競技以外の標的射撃：射撃競技とは別に、スポーツとして、標的射撃が行われている実態がある。ルールは特段定められておらず、対象人口は必ずしも明らかではない。クロスボウの正しい使い方と理解普及を目的とした団体として、一般社団法人全日本クロスボウ協会が存在。
- 動物麻酔：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第9条に基づき、学術研究や鳥獣の管理の目的で、クロスボウを使用して麻酔を投与する方法により鳥獣の捕獲をすることについて、都道府県知事から許可がなされた例がある<sup>\*2</sup>。
- 調査研究：鯨の生体組織の採取の目的で、クロスボウが使用されている例がある。

こうしたクロスボウについて、現在、国内では、クロスボウを製造している事業者

\*1 「ボウガン」はクロスボウの通称であり、英語では crossbow という。

\*2 鳥獣保護管理法第12条及び同法施行規則第10条により、矢を使用する方法による狩猟は禁止されている。

は把握されていない。クロスボウの販売は、インターネットを中心に国内販売事業者により行われている状況がみられる。

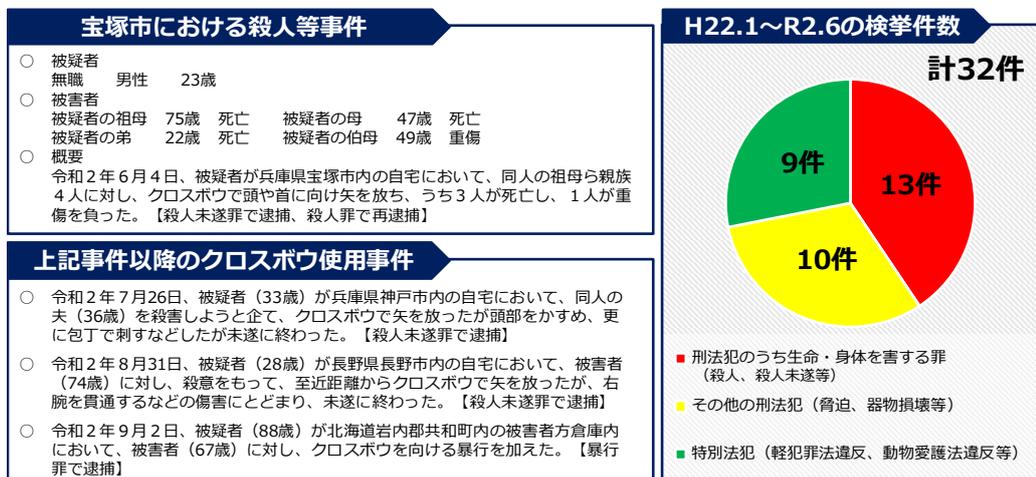
### 3 クロスボウが使用された犯罪の実態

#### (1) 検挙状況

警察庁の調査によれば、クロスボウが使用された刑法犯事件の検挙件数は、平成22年1月から令和2年6月までの間（以下「調査対象期間」という。）で23件あり、このうち殺人事件（4件）、殺人未遂事件（4件）、強盗致傷事件（2件）等の故意に人の生命・身体を害する罪の事件が13件と半数以上を占めている。このほか、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）違反、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）違反等の特別法犯事件の検挙も9件あり、同期間の検挙事件は32件にのぼる。

また、令和2年7月以降も、クロスボウが使用された殺人未遂事件が2件発生したほか、暴行事件、器物損壊事件等が発生しているところである。

【図2】クロスボウ使用事件の検挙状況



#### (2) クロスボウが犯罪に使用される背景

クロスボウが犯罪に使用される背景について警察庁が調査を行ったところ、次のようなことが判明したところであり、こうしたことがクロスボウが犯罪に使用される背景にあると考えられる。

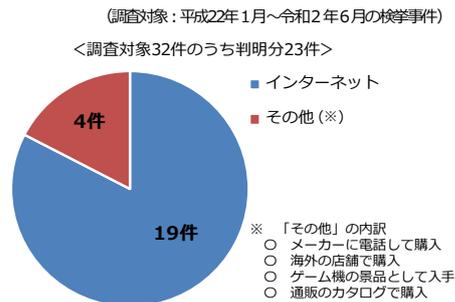
- 調査対象期間内に検挙されたクロスボウ使用事件についてみると、クロスボウが犯罪に使用される理由として、①射程距離が長い、②威力が強い、③発射時の音が静か、④操作が簡単、⑤入手が容易といった特徴・実態が被疑者に認識されていたことが確認された。
- 被疑者のクロスボウの入手経路は、判明した限りでは、多くがインターネットであったことが確認された。
- 被疑者のクロスボウの入手動機は、犯行目的、興味本位、鑑賞目的等様々であったが、クロスボウを犯罪に使用するに至った経緯としては、①犯行目的でクロスボウを入手した例のほか、②犯行以外の目的で所持していたが、何かのきっかけで犯罪に使用した例、③撃つうちに標的が変わっていった例があることが確認された。

【図3】クロスボウが犯罪に使用される背景

(調査対象：平成22年1月～令和2年6月の検挙事件)

クロスボウを犯罪に使用した被疑者の認識(例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遠距離から確実に命を狙える武器として、威力が強いクロスボウを選んだ。</li> <li>○ 包丁だと近付くまでに逃げられてしまうため、<b>飛び道具</b>が良いと思った。</li> <li>○ インターネット上でクロスボウの動画を見て、その<b>威力、射程距離の長さ、静音性</b>に興味を持った。</li> <li>○ <b>事件当日の午前</b>に<b>試し撃ちをしたのみで犯行に及んだ(殺人未遂)</b>。</li> <li>○ クロスボウは<b>インターネットで容易に入手</b>することができる。</li> </ul>
クロスボウを犯罪に使用するに至った経緯(例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>人を殺すための武器</b>として購入した。</li> <li>○ テレビゲームの登場キャラに憧れてコスプレ目的で所持していたが、<b>むしゃくしゃした際に気を晴らすために発射</b>した。</li> <li>○ 動かない的に撃っているうちに、<b>動くものにも撃ちたいと思うようになった</b>。</li> </ul>
クロスボウの危険性に関する被疑者の認識(犯行時)(例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネットの情報を見て、<b>人を殺すことができると思った</b>。</li> <li>○ 試し撃ちをしてみて、当たりどころが悪ければ<b>人が死ぬかもしれない</b>と思っていた。</li> </ul>

【図4】被疑者のクロスボウの入手経路



【図5】被疑者のクロスボウの入手動機(例)

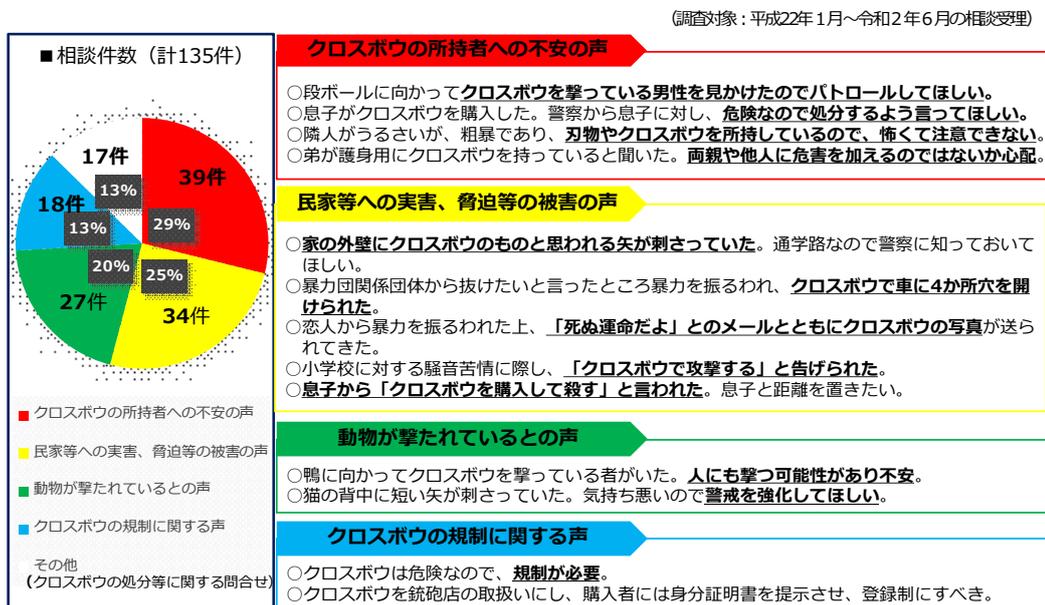
(調査対象：平成22年1月～令和2年6月の検挙事件)

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>人を殺すための武器</b>として購入した。</li> <li>○ 威嚇効果のある<b>護身用具</b>として入手した。</li> <li>○ 畑に出没する動物を撃退するために購入した。</li> <li>○ 武器マニアで、クロスボウを欲しいと思った。</li> <li>○ 動画サイトでクロスボウを見て<b>カッコいい</b>と思い、<b>撃つみたくなった</b>。</li> <li>○ テレビゲームのキャラクターがクロスボウを使っており、欲しくなった。</li> </ul>
---

#### 4 クロスボウに関する相談の実態

クロスボウをめぐっては、調査対象期間に警察に135件の相談が寄せられており、具体的には、クロスボウの所持者への不安の声、民家等への実害、脅迫等の被害の声、動物が撃たれているとの声等が寄せられているところである。

【図6】クロスボウに関する相談の例



## 5 クロスボウの威力

クロスボウは故意に人の生命・身体を害する犯罪に使用されているところ、クロスボウがどの程度の威力を有しているかについて、警察庁科学警察研究所において以下の実験が行われた。

### (1) 物品に対する射撃実験

約5メートル離れた地点から発射して、合成樹脂製ヘルメット及びアルミ製フライパンを貫通する威力を有することが確認された。

【図7】クロスボウの威力に関する実験（物品に対する射撃実験）



※ リカーブクロスボウ（弦を引く重さ：175ポンド（約79kg）、矢の初速：245FPS（約269km/h）、アルミ製の矢（53.5cm））を使用。

### (2) ゼラチンに対する侵徹量に係る実験

ゼラチン<sup>\*3</sup>に対する侵徹量に係る実験を実施したところ、クロスボウの侵徹量は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）上の規制対象である空気銃や拳銃の侵徹量に匹敵することが確認された。

【図8】クロスボウの威力に関する実験（ゼラチンに対する侵徹量に係る実験）

実験の概要		発射された弾丸・矢の運動エネルギー等				侵徹量 (cm)
目的：銃刀法上の「人の生命に危険を及ぼし得る威力」の銃砲と同等の威力を有するクロスボウを明らかにする。 方法：ゼラチンに対して、「人の生命に危険を及ぼし得る威力」の下限值（20J/cm <sup>2</sup> ）の銃砲を発射してその侵徹量を測定し、クロスボウの侵徹量と比較する。		弾速・矢速 (m/s)	J/cm <sup>2</sup>	J		
<b>ゼラチンに対する侵徹量と発射された弾丸・矢の運動エネルギー等（銃砲との比較）</b> ※ J（ジュール）：一定の速度で動いている物体が有する、他の物体に当たった時に当該他の物体を動かしたり変形させたりする程度を数値で表した運動エネルギーの単位。						
※ クロスボウのJ/cm <sup>2</sup> を計算する際の矢の断面積（cm <sup>2</sup> ）は、矢の最も太い部分の断面積を用いた ※ 約2m離れた地点から発射 ※ 侵徹量は、10%濃度ゼラチンに対するもの						
	競技用拳銃 (22口径)	277.0	388.4	99.1	34.8	
	リカーブクロスボウ (175ポンド)	63.3	102.1	63.1	34.1	
	競技用エアライフル	178.6	53.4	8.5	8.3	
	ピストルクロスボウ (50ポンド)	49.2	23.0	6.5	8.2	
人の生命に危険を及ぼし得る威力（空気銃の規制の下限値である20J/cm <sup>2</sup> の威力）					6.6	
実験の結果						
実験したクロスボウについては、 <b>いずれも「人の生命に危険を及ぼし得る威力」を有することが判明した。</b>						

\*3 人体への殺傷能力を測る実験において一般的に用いられている。

## 6 クロスボウに関する法令上の取扱い

### (1) 条例上の取扱い

令和2年10月末現在、28府県のいわゆる青少年育成条例において、クロスボウに関する規制がなされている。その規制内容は、知事がクロスボウを「有害玩具類等」に指定することにより、青少年（18歳未満の者）に対するクロスボウの販売等が禁止されるというものである。なお、前記28府県のうち15府県については、令和2年6月の兵庫県宝塚市の事件後、新たに有害玩具類等にクロスボウが指定されたものである。

また、令和2年10月、兵庫県において「ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例」が公布された。同条例ではボーガンの取得に係る届出の義務等が定められている。

なお、同条例の制定に当たり、令和2年8月に兵庫県の「地域安全まちづくり審議会」\*4から兵庫県知事宛てになされた答申では、「本来であれば、ボーガンの規制は全国一律に法律等で行うことが望まし」とされ、同月、兵庫県から国に対し、「ボーガン（クロスボウ）に対する規制を強化すること」との提案がなされているほか、同年7月、和歌山県からも国に対し、「法律により全国一律の規制が必要」との提案がなされている。

【図9】兵庫県の「地域安全まちづくり審議会」から兵庫県知事宛ての答申（令和2年8月6日）

兵庫県から国に対する「令和3年度国の予算編成等に対する提案」（令和2年8月）

#### 兵庫県の「地域安全まちづくり審議会」から兵庫県知事宛ての答申(令和2年8月6日)(抜粋)

##### 1 経緯

…ボーガンは、元々は武器で殺傷能力があり、それを凶器とした事件が全国で発生しているものの、銃刀法の規制対象にはなっておらず、特に18歳以上の者の所有や使用に対する規制が十分とはいえない状況である。

本来であれば、ボーガンの規制は全国一律に法律等で行うことが望ましく、県においても国に対して要望を予定しているが、国の検討には一定の期間を要することが想定される。

このようななか、県では、早急にボーガンの安全な使用と適正な管理の確保を図るための条例を制定し、安全で安心な県民生活を確保することが必要との認識から、6月23日に地域安全まちづくり審議会に条例の制定について諮問がなされた。

#### 兵庫県から国に対する「令和3年度国の予算編成等に対する提案」（令和2年8月）(抜粋)

##### II 安全な基盤の確立

##### 4 安全な地域づくり

##### (2) ボーガン（クロスボウ）に対する規制の強化

- ・人体に危害を及ぼすおそれがあるため、ボーガン（クロスボウ）に対する規制を強化すること

### (2) 法律上の取扱い

クロスボウの所持等について、法律による特別の規制はない。

銃砲やそれに類似する物品による危害を防止するため必要な規制を定めた法律として銃刀法があるが、クロスボウは銃刀法の規制対象にはなっていない。

なお、銃刀法は、銃砲について、殺傷用具としての機能を有し、犯罪等に用いられる危険性があることから、その所持を一般的に禁止している一方、社会的に有用な道具として使用されることがあることを踏まえ、一定の場合には、その所持を認めている。

\*4 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条に基づき設置される機関。地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）による地域安全まちづくりに関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務を担当する。

## 7 事業者による自主規制の取組

平成5年、いわゆる矢ガモ事件や、クロスボウの矢によりジョギング中の主婦が重傷を負った傷害事件が発生したことを契機として、クロスボウの輸入・製造業者から成る「日本クロスボウ安全普及協議会」が設立され、自主規制に関する規約が定められるなどした。しかし、現在、同協議会は活動しておらず、また、クロスボウの輸入、製造及び販売に関し、全体を統括する業界団体も存在しない。個別の事業者において、未成年者に販売しないこと等が自主的に取り組まれているとのことだが、未成年者によるクロスボウ使用事件が発生している。

【図10】事業者による自主規制の取組

平成5年当時	現在の状況	
<p>平成5年、いわゆる矢ガモ事件、ジョギング中の主婦が重傷を負った傷害事件が発生したことを契機として、<b>クロスボウの輸入、製造業者が「日本クロスボウ安全普及協議会」を設立し、自主規制について以下の規約を定めた。</b>なお、<b>現在、同協議会は活動していない。</b></p> <p><b>クロスボウの輸入・製造・販売に関する規約(抜粋)</b></p> <p>(輸入、製造段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ クロスボウの威力は標的射撃に必要な威力（おおむね100ポンド以内）とする。</li> <li>○ クロスボウに固有番号を打刻する。</li> <li>○ 矢は<b>標的射撃用のみ</b>（魚撃ち、狩猟に使用される矢は不可）とする。</li> </ul> <p>(販売段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購入者の身分確認、使用目的等の把握をし、販売台帳に記録する。</li> <li>○ 18歳未満の者（競技者を除く。）、心神耗弱者、身分確認ができない者等には販売しない。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会員（輸入、製造業者）は、危害防止のための要請に協力しない販売店を知ったときは直ちに警察当局に通報する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クロスボウの輸入、製造、販売に関し、全体を統括する業界団体は存在せず。</li> <li>○ 販売業者による自主規制に関する聴取結果（抄）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #e6f2ff;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>A社（ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 配送先住所、氏名を把握</li> <li>③ 発送時「狩猟で使用できないこと」等を記載するチラシを同封</li> </ul> </li> <li>・ <b>B社（店頭販売、ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 店頭販売では免許証等により身分確認</li> <li>ネット販売では配送先住所、氏名を把握</li> <li>③ クロスボウには数字の刻印あり</li> <li>④ 受注時「狩猟で使用できないこと」等を用意喚起</li> </ul> </li> <li>・ <b>C社（ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 受注時「狩猟で使用できないこと」等を用意喚起</li> </ul> </li> </ul> <p>※ ネット販売がほとんどであり、購入者の詳細な身分確認や使用目的等の把握は行われていない状況が見られる。</p> </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット等を通じ、個人が海外から直接入手することも可能。</li> <li>○ 100ポンド以上のクロスボウが多く流通。</li> <li>○ シリアルナンバー等の刻印のないクロスボウが流通。</li> <li>○ 動物殺傷に適した矢じりもインターネットで販売。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>A社（ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 配送先住所、氏名を把握</li> <li>③ 発送時「狩猟で使用できないこと」等を記載するチラシを同封</li> </ul> </li> <li>・ <b>B社（店頭販売、ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 店頭販売では免許証等により身分確認</li> <li>ネット販売では配送先住所、氏名を把握</li> <li>③ クロスボウには数字の刻印あり</li> <li>④ 受注時「狩猟で使用できないこと」等を用意喚起</li> </ul> </li> <li>・ <b>C社（ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 受注時「狩猟で使用できないこと」等を用意喚起</li> </ul> </li> </ul> <p>※ ネット販売がほとんどであり、購入者の詳細な身分確認や使用目的等の把握は行われていない状況が見られる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>A社（ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 配送先住所、氏名を把握</li> <li>③ 発送時「狩猟で使用できないこと」等を記載するチラシを同封</li> </ul> </li> <li>・ <b>B社（店頭販売、ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 店頭販売では免許証等により身分確認</li> <li>ネット販売では配送先住所、氏名を把握</li> <li>③ クロスボウには数字の刻印あり</li> <li>④ 受注時「狩猟で使用できないこと」等を用意喚起</li> </ul> </li> <li>・ <b>C社（ネット販売）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 未成年には販売しない</li> <li>② 受注時「狩猟で使用できないこと」等を用意喚起</li> </ul> </li> </ul> <p>※ ネット販売がほとんどであり、購入者の詳細な身分確認や使用目的等の把握は行われていない状況が見られる。</p>		

### 第3 検討の基本的な方向性

本検討会では、前記のようなクロスボウをめぐる現状を確認しつつ、クロスボウの所持等に関する今後の在り方について意見交換を行ったが、そのような中、検討の基本的な方向性に関し、委員から次のような意見が出された。

#### ○ 規制の必要性

- ・ 一般の方々は、クロスボウの殺傷能力が高いことをあまり知らないのではないか。興味本位で手に入れる人が増えると非常に怖い。何らかの規制が必要。
- ・ クロスボウが比較的簡単に手に入ることは非常に危険。比較的持ち運びやすく、簡単に使用できる。使用中で使用方法がエスカレートしていくということは誰しもあり得ることであり、何らかの規制をかけた方がよい。
- ・ 規制の必要性を考える際には、殺傷能力の高さと社会的有用性のバランスを考える必要がある。クロスボウは、確かに狩猟やスポーツの用具として長い歴史があるが、現在の我が国においては包丁のように日常生活において役に立つ道具として使われているものではない。殺傷能力が高いことと包丁ほどの社会的有用性がないことを踏まえれば、何らかの規制があってもおかしくない。
- ・ アーチェリーや弓道を比較対象として考えてほしい。
- ・ クロスボウは、アーチェリーや弓道と異なり、人を殺傷する故意の犯罪の道具として使用されているという実態がある。このような使われ方をするのは、現状は入手が簡単であり、また、特定の技術がない人でも簡単に発射できるという性能を有するからである。

#### ○ 迅速な対策の必要性

- ・ 現実にクロスボウを使用した事件が発生しており、早急に手当てする必要がある。
- ・ 今規制をしないと次の被害者が出るおそれがある。新たな被害者を生まないためにも、早急にクロスボウに関する何かしらの規制をすべき。

#### ○ 実効性ある対策の必要性

- ・ 業界において自主規制をかけているようだが、事実上、全く規制なく簡単に手に入れることができるというのは危険である。
- ・ 青少年育成条例の目的は青少年の保護であるが、今後何らかの規制をかける場合の目的はクロスボウを使用した犯罪の被害者を出さないことであり、両者は目的が異なる。

#### ○ 社会生活上有用な用途への配慮の必要性

- ・ クロスボウの所持については、スポーツ、動物麻酔、調査研究等の現在使われている社会生活上の用途に限ることとしてはどうか。
- ・ 安全性に配慮して行われている競技については、社会的有用性が高いものであり、配慮する必要がある。
- ・ 標的射撃について、スポーツとしての社会的有用性はあり、競技に限るのは厳しいのではないか。

#### ○ 幅広い観点からの対策の必要性

- ・ 販売、購入目的、使用者、保管場所等に対するコントロールについて検討すべき。

こうした意見を踏まえ、本検討会における検討の基本的な方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

**【検討の基本的な方向性】**

- 現実にクロスボウが故意の犯罪の道具として使用され、人を死傷させる結果が生じている実態があることを踏まえ、クロスボウの悪用や危害の発生を防止するため、新たな法的規制を行うことにより、実効性のある対策を早急に講じることが必要。
- 具体的な対策の検討に際しては、
  - ① クロスボウの悪用や危害の発生をいかに防いで、人身の安全を守るかという点に主眼を置く。
  - ② スポーツとして健全に行われている標的射撃を含め、社会生活上有用な道具として使用されているものについては、安全面を確保した上で使用できるよう配慮する。
  - ③ クロスボウの所持、使用、保管、販売の在り方等幅広い観点から対策を検討する。

## 第4 規制の方向性

本検討会においては、クロスボウの所持等に関する具体的な在り方を検討するに当たり、人身の安全を脅かし得る物品について、社会生活上有用な道具としての側面を踏まえつつ危害予防上必要な規制を設けている銃刀法を参照し、クロスボウの特徴・実態を踏まえながら、主に次の論点について議論を行った。

### 【論点】

- 1 規制の態様について
- 2 クロスボウの定義、規制対象の範囲について
- 3 所持が可能な用途について
- 4 人的欠格事由を設け、継続的な確認等を行うことについて
- 5 構造・機能に関する規制について
- 6 使用方法・場所に関する規制について
- 7 保管方法・場所に関する規制について
- 8 所持者に対する講習について
- 9 譲渡し（販売等）に関する規制について
- 10 現に所持している者への経過措置等について
- 11 その他の規制について

なお、本項では、各論点について、クロスボウをめぐる現状、参考となる銃刀法上の規制及び委員からの主な意見に触れつつ、規制の方向性をまとめた。

# 1 規制の態様について

## (1) 現状等

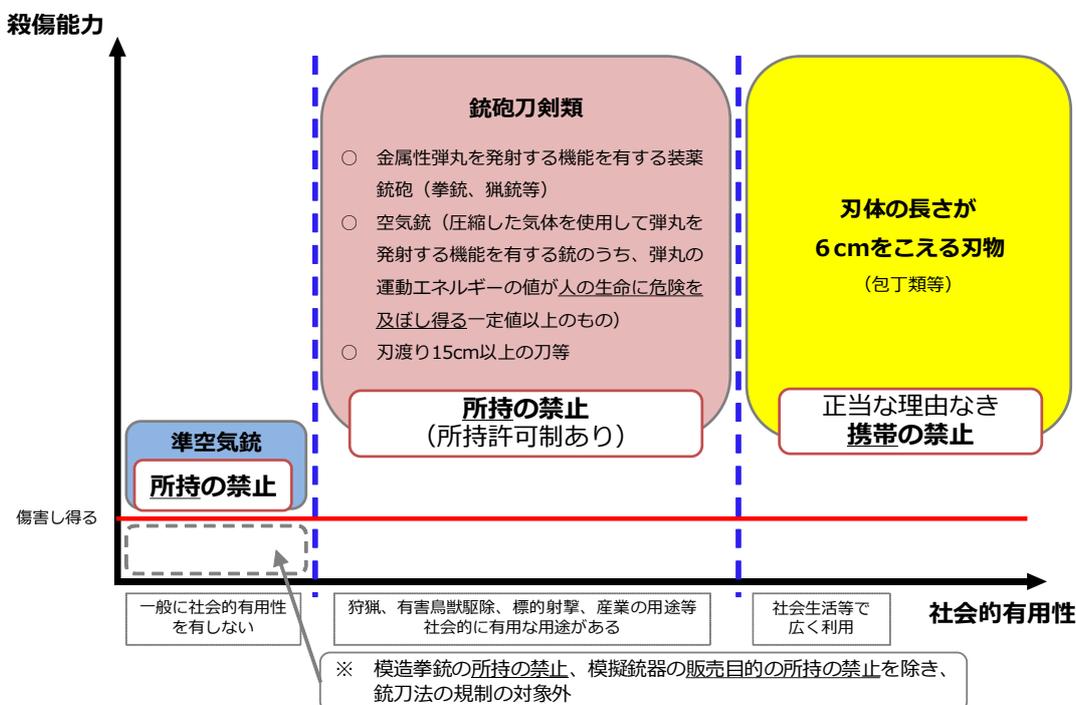
現在、銃刀法においては、装薬銃砲、空気銃及び刀剣類について、その殺傷能力と社会的有用性に鑑み、所持許可制が採られており、これにより、有害鳥獣駆除、標的射撃といった社会的に有用な道具としての用途以外の用途のための所持を認めないとともに、適正な取扱いを期待できない者による所持を認めないこととしている。

一方、準空気銃については、人を傷害し得る威力を有するものであるが、社会的に有用な道具としての用途に供される社会実態がないことから、所持許可制は採られず、極めて限定的な場合を除き所持禁止とされている。また、包丁等の刃物については、人の生命に危険を及ぼし得るものであるものの、社会生活や日常生活に必要なものが多いことを踏まえ、所持一般に対する禁止ではなく、正当な理由がない場合の携帯が禁止されている。

【図11】銃刀法の規制の概要

	動力	発射物	種類	威力	基本的枠組み
装薬銃砲	火薬、爆薬等	金属性弾丸	拳銃、小銃、機関銃、砲、猟銃	—	所持許可制
空気銃	圧縮した気体	弾丸	エアライフル、エアピストル	20J/cm <sup>2</sup> 以上	所持許可制
準空気銃	圧縮した気体	弾丸	エアソフトガン	3.5J/cm <sup>2</sup> 以上 20J/cm <sup>2</sup> 未満	所持禁止
刀剣類			刀、やり、なぎなた、剣、あいくち、飛出しナイフ		所持許可制
刃物			包丁等		携帯禁止 (所持一般への規制はなし)

【図12】銃砲、刀剣類等の規制全体のイメージ



なお、所持許可は、一般的な所持の禁止を特定の場合に解除するものであるところ、標的射撃等のために所持が許可された猟銃又は空気銃が3年以上認められた用途に使用されていない場合は、許可の用途に供する場合の有用性よりも、盗まれて

犯罪に使用されたり取扱いの不慣れによる事故が発生したりするといった危険性が大きくなることから、これらの危害を予防するため、許可の必要性が解消されたものとみなして、取消事由とされている。

## (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウの所持等に係る規制の態様について議論した結果、委員から、届出制も含めて幅広く検討すべきとの意見も出される中、例えば次のような意見が出された。

- 入手段階で何らかの方策が必要。したがって、入手した後にその事実をおさえる届出制ではなく、入手段階でおさえるルールが必要。
- 人的欠格事由を有効に機能させるためには、所持許可制を採ることになる。
- 届出制の下で事前審査をすることができないかと思っていたが、事前審査を伴う届出制というものは実質的に許可制であると聞き、分かった。
- 一定以上の威力のあるクロスボウの所持は許可制とし、殺傷能力がないものについては規制の対象としないこととしてはどうか。
- 所持許可制とすれば、事前にどのような場所で使用するか確認することも可能。使用場所をきちんと確保できているような場合のみ許可するなどの方法もあり得るのではないか。

このような議論を踏まえ、規制の態様に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

### 【規制の方向性】

- クロスボウを所持しようとする者について、適正な取扱いを期待できない者でないかや、新たに所持されるクロスボウについて、所持する用途に不必要な構造・機能を有するものでないか等を事前に審査して、確実に問題がないようにするため、所持許可制とすることが適当である。
- 空気銃等と同様に、危害予防上の措置についてノウハウを有する都道府県公安委員会による許可制とすることが適当である。

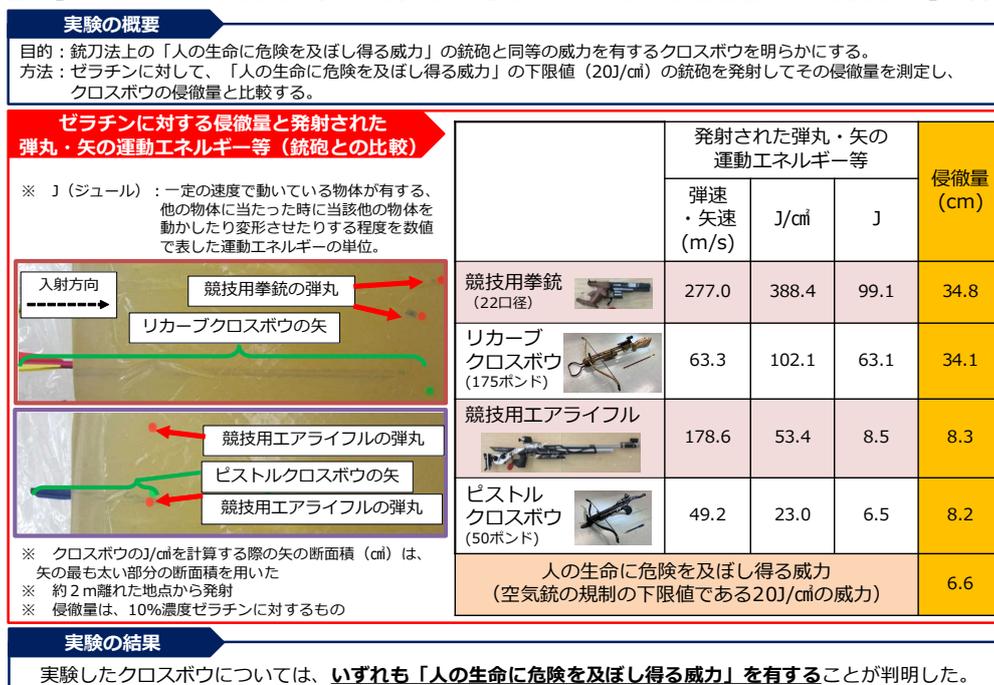
## 2 クロスボウの定義、規制対象の範囲について

### (1) 現状等

#### ○ クロスボウの威力（「人の生命に危険を及ぼし得る威力」を有する銃砲との比較）

クロスボウは故意に人の生命・身体を害する犯罪に使用されているところ、クロスボウがどの程度の威力を有するかを確認するため、警察庁科学警察研究所において、銃刀法で規制される「人の生命に危険を及ぼし得る威力」\*5を有する銃砲と同等の威力を有するクロスボウを明らかにするための実験が行われた。具体的には、ゼラチンに対して、「人の生命に危険を及ぼし得る威力」の下限值（20 J/cm<sup>2</sup>）の銃砲を発射してその侵徹量を測定し、クロスボウの侵徹量と比較する実験が行われ、その結果、現在我が国で流通しているクロスボウの中で最も威力が弱いとされる\*6弦を引く重さが50ポンドのピストルクロスボウであっても「人の生命に危険を及ぼし得る威力」を有することが確認された。

【図8】クロスボウの威力に関する実験（ゼラチンに対する侵徹量に係る実験）【再掲】



#### ○ クロスボウの構造等

クロスボウは、弦を引いた状態で固定装置によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて矢を発射させるものであり、洋弓・和弓との構造上の大きな相違点は、この固定装置の有無にある。

\*5 空気銃の場合、「人の生命に危険を及ぼし得る威力」の下限値は20 J/cm<sup>2</sup>とされる。

\*6 日本ボウガン射撃協会によれば、競技用クロスボウについては、競技規則により弦を引く重さが95ポンド以下とされているところ、競技において95ポンド未満のものが使用されることはまれとのことである。また、競技用以外のクロスボウについては、全日本クロスボウ協会によれば、50ポンド未満のものは市販されていないとのことである。

クロスボウは固定装置を有するため、人力で弦を引いたままの状態を狙いを定めて射る必要のある洋弓・和弓と比べ、

- ・ 弦を引いた後は引き金を引く動作だけで発射させることができる分、命中が容易となる
- ・ 弦を引く際には下半身の筋力や道具を使用することができる分、威力の強いものであっても使用が可能となる

等の特徴を有する。

## ○ 犯罪への使用に関するクロスボウと他の機器との比較

クロスボウについては、第2の3(1)で述べたとおり、故意に人を殺傷するための道具として多くの犯罪に使用されている実態がある。

一方、クロスボウ以外にも物体を発射する機器として、洋弓・和弓やゴムを使用して物体を発射するもの（スリングショット・スリングショットライフル・水中銃）があるが、警察庁の調査によれば、これらの機器が使用された刑法犯検挙事件は図13のとおりであり、クロスボウのような犯罪実態は認められない。

【図13】クロスボウと洋弓・和弓等との比較

	発射の仕組み	固定装置の有無	刑法犯検挙件数・罪名 (H22.1～R2.6)
クロスボウ	弦を引いた状態で <b>固定装置</b> によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて矢を発射	有	23件 <b>(13件)</b> 【殺人、殺人未遂等】
洋弓（アーチェリー）	人力で弦を引いた状態のまま狙いを定め、矢を発射	無	2件 <b>(0件)</b> 【器物損壊、重過失致死】
和弓（弓道）	人力で弦を引いた状態のまま狙いを定め、矢を発射	無	0件
スリングショット	人力で <b>ゴム</b> を引いた状態のまま狙いを定め、弾を発射	無	17件 <b>(0件)</b> 【器物損壊、威力業務妨害】
スリングショットライフル	<b>ゴム</b> を引いた状態で <b>固定装置</b> によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて弾を発射	有	1件 <b>(0件)</b> 【器物損壊】
水中銃	<b>ゴム</b> を引いた状態で <b>固定装置</b> によって固定した後、狙いを定め、引き金を引いて銃を発射	有	1件 <b>(1件)</b> 【殺人未遂】

※ 「刑法犯検挙件数・罪名」欄中、( )内は故意に人の生命・身体を害した罪の検挙件数の内数、【 】内は主な検挙罪名を示す

## (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウの定義、規制対象の範囲について議論した結果、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- 一定以上の威力のあるクロスボウの所持は許可制とし、殺傷能力がないものについては規制の対象としないこととしてはどうか。
- アーチェリーや弓道も結構威力があり、過去に死亡事故を含む複数の事故が発生している。アーチェリーや弓道を比較対象として考えてほしい。
- アーチェリーや弓道については、事故は発生しているものの、事件はそれほど多くないという点が重要。一方、クロスボウについては、現実にこれを使用した事件が発生しており、早急に手当てする必要がある。
- クロスボウは、人を殺傷する故意の犯罪の道具として使用されているという実態がある。このような使われ方をするのは、現状は入手が簡単であり、また、特定の技術がない人でも簡単に発射できるという性能を有するからである。一方、アーチェリーや弓道については、一定の技術が必要であり、武器として使用して人を殺傷した例はなく、事故は、あくまでスポーツ用具として使用される中で誤って発生した事故である。こうした点を踏まえ、まずはクロスボウの規制に関する議論をするのがよい。

- 子供の視点に立ってクロスボウとアーチェリー・弓道を比較すると、稽古を要するアーチェリー・弓道を選択するのは非現実的であり、比較的手に取りやすいクロスボウを選ぶだろう。クロスボウとアーチェリー・弓道を同じものとして捉えるべきではない。
- クロスボウと洋弓・和弓とでは、扱い方や事件の発生状況にかなり差がある。また、スリングショット等については、人命にかかわるような事件はないようなので、やはり別に考えるべきではないか。

このような議論を踏まえ、クロスボウの定義、規制対象の範囲に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

#### 【規制の方向性】

- 規制対象となるクロスボウの定義として、
  - ① 弦（弓の原理）を使用して矢を発射する機能を有する
  - ② 引いた弦を固定する装置を有する
  - ③ 一定以上の威力を有するという要素を押さえることが適当である。
  - ③については、「人の生命に危険を及ぼし得る威力」を有するものを規制対象とし、それに満たないものは、現在流通するクロスボウの実態に鑑みると、規制対象とする必要まではないと考えられる。
- クロスボウ以外に物体を発射する機器として、洋弓、和弓、スリングショット等があるところ、これらについても規制対象とすべきか検討する必要がある。
  - 一般に新たな規制を設けるに当たっては、規制の必要性を根拠付ける実態が必要となるところ、本件においては、故意に人を殺傷するための道具として使用されている実態があるかどうか重要なメルクマールとなると考えられる。
  - この点、洋弓・和弓や、スリングショット等のゴムを使用して物体を発射するものについては、相応の犯罪実態が認められないこと等の現状から、規制対象とはしないことが適当である。ただし、引き続き犯罪実態を注視していく必要がある。

### 3 所持が可能な用途について

#### (1) 現状等

現在、我が国において、クロスボウは射撃競技、射撃競技以外の標的射撃、動物麻酔等の用途で使用されていることが確認されている。

【図14】クロスボウの使用実態

射撃競技	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ クロスボウを使用した射撃競技が行われており、国内の競技者数は100人程度。</li><li>○ 国内の競技団体として日本ボウガン射撃協会が存在し、大学の部活を含む9団体が参画。国際競技団体（IAU）に加盟し、国際大会にも参加。</li><li>○ 山形県上山市では、ボウガン射撃が市総合体育大会の種目となっている。</li></ul>	 <p>大会の様子</p>
射撃競技以外の標的射撃	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 射撃競技とは別に、スポーツとして、標的射撃が行われている。ルールは特段定められておらず、対象人口は必ずしも明らかではない。</li><li>○ クロスボウの正しい使い方と理解普及を目的とした団体として、一般社団法人全日本クロスボウ協会が存在。</li></ul>	 <p>射撃の様子</p>
その他	
<p><b>1 動物麻酔</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 鳥獣保護管理法第9条に基づき、学術研究や鳥獣の管理の目的で、クロスボウを使用して麻酔を投与する方法により鳥獣の捕獲をすることについて、都道府県知事から許可がなされた例がある。（令和元年度中5件）</li><li>○ なお、鳥獣保護管理法第12条及び同法施行規則第10条により、矢を使用する方法による狩猟は禁止されている。</li></ul> <p><b>2 調査研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 豚の生体組織の採取の目的で、クロスボウが使用されている例がある。</li></ul>	

銃砲については、殺傷用具としての機能を有し、犯罪等に用いられる危険性があることから、銃刀法において一般的にその所持が禁止されている一方で、産業、スポーツその他の目的に用いられるなど社会的有用性を有する面もあるため、一定の場合には、都道府県公安委員会の許可を受けて所要の規制の下に置かれることを要件として、その所持が認められている。

具体的に認められる用途としては、狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃、産業の用途等がある。

#### (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウの所持が可能な用途について議論した結果、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- 誰もが、どこでも、どのような方法でもクロスボウを使用できるのは非常に危険である。例えば、許可を受けた行為以外ではクロスボウを使用できないようにする必要がある。
- クロスボウの所持については、スポーツ、動物麻酔、調査研究等の現在使われている社会生活上の用途に限ることとしてはどうか。
- 産業目的での活用事例もあると聞いたことがあり、こうした用途も社会的有用性が高いといえる。
- 安全性に配慮して行われている競技については、社会的有用性が高いものであり、配慮する必要がある。
- 競技用クロスボウについてもある程度の規制は必要かもしれないが、競技用クロスボウはそれ以外のクロスボウと区別して考えてほしい。
- 標的射撃について、スポーツとしての社会的有用性はあり、競技に限るのは厳しいのではないか。
- 実態として、的に向けて発射し、その精度を競う形で楽しんでいる方々がいるため、こうしたものは標的射撃として認めてよいのではないか。

このような議論を踏まえ、所持が可能な用途に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

**【規制の方向性】**

所持が可能な用途を無制限にするのは危害予防上問題があることから、

- 動物麻酔、学術研究
- スポーツとして健全に行われる標的射撃

等の社会生活上有用な道具としての用途に限定することが適当である。

#### 4 人的欠格事由を設け、継続的な確認等を行うことについて

##### (1) 現状等

銃砲については、悪用や危害の発生を防止するため、適正な取扱いを期待できない者に所持させることのないよう、銃刀法において人的欠格事由が設けられており、これにより、毎年100名程度の者に対して不許可・取消し等が行われている。

【図15】銃砲（空気銃）の所持に係る人的欠格事由（銃砲全般・銃刀法第5条第1項）

・ 18歳に満たない者（1号）
・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（2号）
・ 一定の精神病等にかかった者（3号）
・ アルコール・薬物の中毒者（4号）
・ 自己の行為の是非判断能力が著しく低い者（5号）
・ 住居不定の者（6号）
・ 所持許可の取消処分から5年を経過していない者（7号）
・ 所持許可の取消処分から10年を経過していない者（8号） ※重大な違法行為をした者に限る。
・ 所持許可の取消処分に係る聴聞の期日・場所が公示された日以後に銃砲を所持しないこととなつてから5年を経過していない者（9号）※重大な違法行為をした者は10年。
・ 年少射撃資格認定の取消処分から5年を経過していない者（10号）
・ 年少射撃資格認定の取消処分から10年を経過していない者（11号） ※重大な違法行為をした者に限る。
・ 禁錮以上の刑の執行を終えてから5年を経過していない者（12号）
・ 銃刀法又は火薬類取締法違反の罰金刑の執行を終えてから5年を経過していない者（13号）
・ 一定の犯罪の罰金刑の執行を終えてから5年を経過していない者（14号）
・ ストーカー行為をするなどしてから3年を経過していない者（15号）
・ 配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けてから3年を経過していない者（16号）
・ 暴力的不法行為等を行うおそれがある者（17号）
・ 他人の生命・身体・財産や公共の安全を害するおそれがあるなどと認めるに足りる相当な理由がある者（いわゆる公共安全条項）（18号）

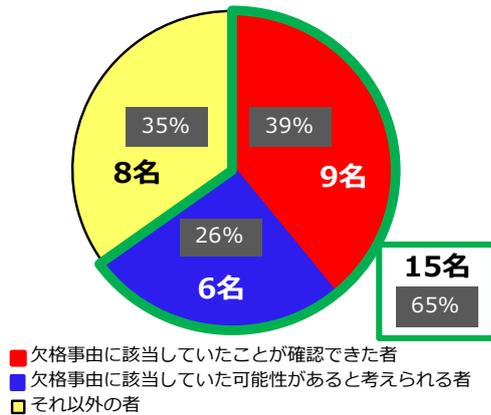
【図16】銃砲の所持に係る欠格事由の審査状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
不許可・取消等※ (人数)	100	92	88	92	85

※ 新規の許可申請に対するもののほか、更新申請に対するもの、教習資格の認定申請に対するもの、既存の許可の取消を含む。

ここで、調査対象期間に検挙したクロスボウ使用事件32件のうち、一定の資料が確認できた23件を対象に、事件当時の被疑者に空気銃に係る人的欠格事由を当てはめた場合の該当数を確認したところ、65%が人的欠格事由に該当していたことが確認できた者又はその可能性があると考えられる者であった。

【図17】クロスボウ使用事件の事件当時の被疑者に空気銃に係る人的欠格事由を当てはめた場合の該当数



- ※ 平成22年1月～令和2年6月に検挙した事件32件のうち、一定の資料が確認できた23件を対象
- ※ 欠格事由の審査を行う場合には、必要な調査を尽くした上で審査を行うこととなることから、「それ以外の者」であったとしても「欠格事由に該当しないことが確認された者」という訳ではない

なお、欠格事由を継続的に確認するため、銃刀法においては、標的射撃等のための所持許可については、有効期間が設けられ、更新制が採られている。

【図18】銃砲の所持許可の有効期間

許可の有効期間（銃刀法第4条第4項、第7条の2）				
用途	狩猟 有害鳥獣駆除 標的射撃	国際的な拳銃・空気拳銃射撃競技	芸能の公演 博覧会等における展示	産業の用途等 試験研究 博物館等における展示 年少射撃資格者に対する指導
有効期間	3年（更新制）	2年を超えない範囲内において 都道府県公安委員会が定める期間	1年を超えない範囲内において 都道府県公安委員会が定める期間	なし

また、銃刀法においては、許可申請を提出した日における年齢が75歳以上の者については、認知機能検査の受検を必要としている。

さらに、銃砲所持者の同居の親族による悪用等を防ぐため、銃砲の所持許可を受けようとする者の同居の親族が当該銃砲を使用して他人の生命、身体又は財産を害するおそれ等がある場合は、許可をしないことができることとされている。

## (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウの所持に関する人的欠格事由を設けること等について議論した結果、同居の親族に係る欠格事由を含め、所要の欠格事由を設けることについては異論がなく、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- 殺傷能力があるクロスボウは危険な武器になるが、必ずしも事件に使用されるとは限らない。事件を起こすような人が買えないようにするための規制をすべき。
- 一般の方々が犯罪に巻き込まれないためだけではなく、クロスボウ協会やボウガン射撃協会がより健全に発展していくためにも、悪用するような人が手に入れることができないような規制をしていくべき。
- 過去の事件の中に人的欠格事由があれば防げたかもしれないものがあったということは大きな意味を持つ。ユーザーのフィルターをどうかけるかが重要。
- 人的欠格事由は規制を考える上で外すことはできない。銃砲にあるような人的欠格事由を設けてはどうか。
- 人的欠格事由を有効に機能させるためには、ユーザーの属性についての定期的な審査が当然必要になる。更新制としてはどうか。

- 銃刀法において所持許可の際に必要とされていることには合理性があると思う。クロスボウの所持についても、75歳以上の者については、認知機能検査を必要としてはどうか。

このような議論を踏まえ、人的欠格事由を設けること等に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

**【規制の方向性】**

- クロスボウの悪用や危害の発生を防止するためには、適正な取扱いを期待できない者に所持させないことが必要である。具体的には、一定の犯罪行為を行った者、他人の生命、身体又は財産を害するおそれのある者等の人的欠格事由を設けることが適当である。
- 人的欠格事由に係る制度を有効に機能させるためには、定期的にこれを確認する仕組みとする必要があることから、標的射撃等のための所持許可については、更新制とすることが適当である。
- 所持をしようとする者で75歳以上のものについては、認知機能が低下していないかどうかを確認するため、認知機能検査を受けることを必要とすることが適当である。
- クロスボウ所持者の同居の親族による悪用等を防ぐため、所持しようとする者の同居の親族がクロスボウを使用して他人の生命、身体又は財産を害するおそれがあるとき等は、所持を認めないことができることとすることが適当である。

## 5 構造・機能に関する規制について

### (1) 現状等

現在、我が国において流通しているクロスボウは、次のとおり分類できる。

- ① 片手で把持可能なピストルクロスボウ
- ② 両手で把持するフルサイズクロスボウ
  - ア リカーブクロスボウ（滑車なし）
    - (ア) 競技用クロスボウ
    - (イ) それ以外
  - イ コンパウンドクロスボウ（滑車あり）

射撃競技では競技用クロスボウが使用されている一方、射撃競技以外の標的射撃では、ピストルクロスボウ、リカーブクロスボウ、コンパウンドクロスボウのいずれも使用されている。

【図19】クロスボウの分類と性能

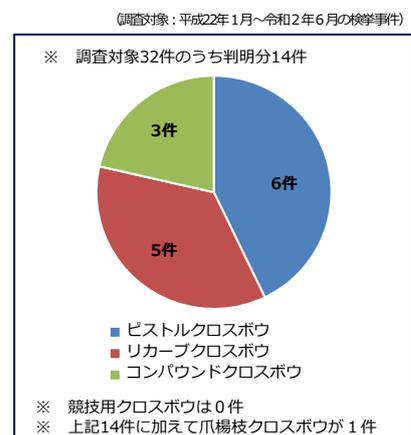
分類	全長	ポンド数 (弦を引く重さ)	有効 射程距離	矢の初速	使用する矢	
 ピストルクロスボウ (片手で把持するもの)	50cm 程度	50~80ポンド (23~36kg 程度)	10~20m 程度 ※80ポンドの 場合	時速165~192km 程度	 (先端部)	長さ：約16cm 太さ：約5mm 重さ：約7g
フル サイ ズク ロス ボ ウ	 競技用クロスボウ (両手で把持するもので、滑車なし)	120cm 程度	95ポンド以下 (43kg程度以下) ※95ポンドの 場合	30~40m 程度 時速約202.4km	 (先端部)	長さ：約40cm 太さ：約7mm 重さ：約14.5g
	 リカーブクロスボウ (両手で把持するもので、滑車なし)	70~90cm 程度	120~175ポンド (54~79kg 程度) ※150ポンド の場合	30~50m 程度 時速181~269km 程度	 (先端部)	長さ：約37cm 太さ：約8mm 重さ：約20g
	 コンパウンドクロスボウ (両手で把持するもので、滑車あり)	70~90cm 程度	130~185ポンド (59~84kg 程度) ※185ポンド の場合	50m 程度 時速313~417km 程度	 (先端部)	ポンド数による ※185ポンド以上の場合 長さ：約53cm 太さ：約10mm 重さ：約28g


 威力  
 低 (上) / 高 (下)

出典：競技用クロスボウについて、矢の初速・使用する矢は科警研による測定結果、全長・ポンド数・有効射程距離は日本ボウガン射撃協会からの聴取結果による。その他は一般社団法人全日本クロスボウ協会からの聴取結果による。

【図20】犯罪に使用されたクロスボウの種類

ここで、調査対象期間に検挙したクロスボウ使用事件において使用されたクロスボウの種類を確認したところ、判明した限りでは、多くはフルサイズクロスボウであったが、ピストルクロスボウも犯罪に使用されていることが確認された。



また、クロスボウの中には、複数本の矢を充てんすることができる機能を有する連発式クロスボウも存在する。

矢については、刃の付いた矢じりが販売されており、殺傷能力を高める目的で犯罪に使用された実態も確認されている。

【図21】連発式クロスボウ・刃の付いた矢じり

<b>連発式クロスボウ</b>	※ 販売業者等に対する聴取結果による
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 複数本(※)の矢を充てんすることができる機能(銃砲の弾倉に相当)を有するクロスボウが存在。</li> <li>※ 最大5本の矢を充てん可能なものを確認。</li> <li>○ 発射のたび、弦を引いて固定することは必要。</li> </ul>	 <p>(連発式クロスボウの例)</p>
<b>刃の付いた矢じり</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 刃の付いた矢じりが販売されている実態あり。</li> <li>○ 海外では狩猟で使用されている。</li> <li>※ 刺さりにくいが、刺さったときの傷口は大きくなるとのこと。</li> <li>○ クロスボウ射撃競技では使用できない。</li> <li>※ 競技ルールにより、標的を著しく傷つける矢の使用は禁止されている。</li> </ul>	 <p>(矢じりの例)</p>

銃砲については、用途に必要とされる以上の威力を持つ銃砲の所持を認める必要がないことや悪用される危険性の高い構造・機能を持つ銃砲を許可の対象から外す必要があることから、変装銃砲<sup>\*7</sup>や構造・機能が一定の基準に適合しない銃砲は許可の対象とならないこととされている。

また、標的射撃等のために所持許可を受けている者は、許可に係る猟銃又は空気銃に取り付け可能な消音器、多連発の着脱弾倉、一定の替え銃身を所持してはならないこととされている。

【図22】銃砲の構造や機能に関する規制等

<b>許可の対象とならない銃砲の構造・機能(銃刀法第5条第3項)</b>	
<p><b>1 趣旨</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 用途目的に必要とされる以上の威力を持つ銃砲を認める必要がないこと</li> <li>② 悪用される危険性の高い構造・機能を持つ銃砲を許可の対象から外す必要があること</li> </ul> <p><b>2 規制概要</b></p> <p>変装銃砲や構造・機能が一定の基準に適合しない銃砲は許可の対象とならない。</p>	<p>■ 銃砲の構造・機能の基準 (銃刀法施行令第9条、銃刀法施行規則第19条)</p> <p>① 銃砲全般</p> <p>※ 用途が「試験研究」、「芸能の公演」、「博覧会等における展示」、「博物館等における展示」の銃砲を除く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>・機関部又は銃身部に危害を発生するおそれのある著しい欠陥がないこと</p> </div> <p>② 銃刀法第4条第1項第1号の猟銃・空気銃のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連続自動撃発式でない。</li> <li>・6発(ライフル銃以外の猟銃は3発)以上の実包又は金属性弾丸を充てんできる弾倉がない。</li> <li>・口径の長さが次の長さを超えないこと。 ライフル銃：10.5ミリ、ライフル銃以外の猟銃：12番、空気銃：8ミリ</li> <li>・銃の全長及び銃身長が次の長さを超えること。 猟銃：銃身長は48.8cm、銃の全長は93.9cm(競技用ライフル銃は83.9cm)、空気銃の全長：79.9cm</li> <li>・専ら発射音を減殺するための消音装置がない。</li> </ul>
<b>銃砲の付属品の所持規制(銃刀法第10条の7)</b>	
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>銃砲の所持許可を受けた者に、それを取り付けることによって、所持許可をしてはならない銃砲となる付属品を所持してはならない義務を負わせる。</p> <p><b>2 規制概要</b></p> <p>銃刀法第4条第1項第1号の猟銃・空気銃の所持許可を受けた者は、当該猟銃・空気銃に取り付けて使用することができる消音器、多連発の着脱弾倉、一定の替え銃身を所持してはならない。</p>	

\*7 変装銃砲とは、つえその他の銃砲以外の物と誤認させるような方法で変装された銃砲をいう。

## (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウの構造・機能に関する規制について議論した結果、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- 矢の形状によっても殺傷能力が変わってくるように思う。殺傷能力が高い形状の矢については、何らかの規制が必要。
- 用途に応じておのずと物も決まる。例えば、スポーツで使用するには、刃の付いた矢じりは必要ないだろう。
- クロスボウを改造して威力を高めるには高度な技術が必要であり、一般の所持者が威力を高めるための改造を行うことは想定し難い。

このような議論を踏まえ、構造・機能の規制に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

### 【規制の方向性】

- クロスボウが社会生活上有用な道具としての用途でのみ使用されることを物的に担保するとともに、万が一悪用された場合においても、被害のリスクを低減させることが必要である。
- そのため、
  - ・ 用途との関係で不必要で過大な構造・機能や悪用される危険性の高い構造・機能を有するクロスボウは所持させない
  - ・ 用途との関係で必要以上に殺傷能力が高い矢を使用してはならないこととすることが適当である。

## 6 使用方法・場所に関する規制について

### (1) 現状等

現在、クロスボウは、様々な方法・場所で使用されている。

例えば、射撃競技で使用される場合には、射撃距離や標的の大きさ等を定めた競技ルールに基づいて使用され、グラウンド、弓道場等において使用されている。また、射撃競技以外の標的射撃で使用される場合には、射撃距離や標的の大きさにルールはなく、私有地で使用されている例も確認されている。

銃砲については、許可により所持が認められている銃砲による犯罪又は事故を防止するため、所持許可を受けた者は、許可された用途に供する場合や指定射撃場等において射撃する場合のみ発射が認められており、特に標的射撃については、銃砲の種類ごとに定められた指定射撃場においてのみ発射が認められている。

また、銃砲を発射する場合には、あらかじめ周囲を確認するなどにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならないほか、携帯・運搬時には、使用状態にある場合を除いておおいをかぶせるなどしなければならない、さらに、使用状態にある場合以外には、実包の装てんが禁止されている。

なお、クロスボウの運搬時には、ケースに入れて運搬することが一般的とされている。

【図23】銃砲の使用方法・場所に関する規制等

銃砲の使用方法・場所に関する規制（銃刀法第10条）		
<b>1 趣旨</b>	許可により所持が認められている銃砲による犯罪又は事故を防止する。	
<b>2 規制概要</b>	所持許可を受けた者は、	
	(1) 許可された用途に供する場合、正当な理由がある場合のみ、銃砲の携帯・運搬が認められる。	
	(2) 許可された用途に供する場合、指定射撃場等で射撃する場合のみ、発射が認められる。 ※ 狩猟、有害鳥獣駆除の用途に供する場合は、鳥獣保護管理法の規定に則る必要がある。 ※ 標的射撃は、法で定める射撃場のみで認められる。	
	(3) 発射する場合には、あらかじめ周囲を確認する等により、人の生命・身体・財産に危害を及ぼさないよう注意しなければならない。	
	(4) 携帯・運搬時には、使用状態にある場合を除き、おおいをかぶせるなどしなければならない。	
	(5) 使用状態にある場合のみ、実包等を装てんすることが認められる。	
クロスボウの一般的な使用方法・場所		
	使用方法	使用場所
射撃競技	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 射撃距離や標的の大きさ等を定めた競技ルールに基づき使用。クロスボウを人のいる方向に向けてはならないなどの危害予防規定もあり。</li> <li>○ クロスボウはケースに入れて運搬。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グラウンドに的を設置して競技を行うことが一般的。</li> <li>※ クロスボウ専用射場や弓射場を利用することもあり。</li> </ul>
競技以外の標的射撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必ずしも特定の競技ルールに基づいて射撃するわけではないため、射撃距離や標的の大きさは様々。</li> <li>○ クロスボウはケースに入れて運搬。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私有地で射撃する等。</li> </ul>
その他 (動物麻酔、調査研究)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周囲に人がいないことを確認するなどしてから使用。</li> <li>○ クロスボウはケースに入れて運搬。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 動物麻酔：都道府県知事により個別の許可がなされた場所</li> <li>○ 調査研究：海上</li> </ul>

### (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウの使用方法・場所に関する規制について議論した結果、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- 一番のポイントは安全性の確保であり、どんな場所でも使用できるというのは良くない。きちんとした設備があり、安全性を確保できる場所で使用することが前提になる。
- ある程度の距離が必要になるため、どこでも使用できるというわけにはいかない。公共の場所や人が出入りする場所は避けなければならないが、私有地については、一定の要件を満たせるような場所であれば使用できることとしてはどうか。
- 現在、クロスボウ使用者のマナーの悪さや事件の発生を背景として、クロスボウ競技のために借りられる場所が限られている状況である。このような中、「指定射撃場制度を設けて指定射撃場でなければ撃てない」とするのは厳しすぎる。
- 使用できる場所を確保してほしい。使用できる場所がなければ、結果的に自宅等で撃つ人が現れ、事故の発生につながる可能性もある。
- 所持許可制とすれば、事前にどのような場所を使用するか確認することも可能。使用場所をきちんと確保できているような場合のみ許可するなどの方法もあり得るのではないか。
- 用途が限定されれば、所持者は当該用途で使用する上で必要な注意事項を守りながら使用するということになるだろう。

このような議論を踏まえ、使用方法・場所の規制に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

#### 【規制の方向性】

- クロスボウの悪用や危害の発生を防止するため、所持の許可を受けた用途に供するため必要な範囲内でのみ使用を認めることが適当である。
- クロスボウの携帯・運搬についても、所持の許可を受けた用途に供する場合その他正当な理由がある場合にのみ認め、また、携帯・運搬時には、クロスボウを容器に入れるなどの措置を求めることが適当である。
- 使用場所についても一定のルールが必要であるところ、標的射撃のための使用場所については、現在、安全に配慮されて実施されている射撃競技の現状に鑑み、指定射撃場のみしか認めない制度は採らず、広さ等の一定の要件を満たし、危害予防上問題のない場所であれば認めることとすることが適当である。
- 使用場所の規制の実効性を確保するため、所持許可や更新の申請手続等の機会において、要件を満たす場所での使用が期待できるか等も見ていくことを検討することが適当である。
- 発射する場合には、あらかじめ周囲を確認するなどにより、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼさないよう注意することを求めることが適当である。
- 使用状態にある場合のみ、矢の装てんを認めることが適当である。

## 7 保管方法・場所に関する規制について

### (1) 現状等

クロスボウの保管方法・場所については、所持者が自宅においてケースに入れるなどして保管することが一般的とされるが、例えば、大学の部活動では、大学内の鍵のかかる倉庫に部員全員分のクロスボウをまとめて保管している実態もみられるところである。

銃砲については、許可により所持が認められている銃砲が盗難や第三者に支配されること等による犯罪又は事故を防止するため、所持許可を受けた者は、銃砲の保管を委託する場合や正当な理由がある場合を除き、一定の基準を満たした設備・方法により、銃砲を自ら保管しなければならないこととされている。

また、盗難銃砲等による危害防止を更に徹底するため、銃砲を保管する設備には、銃砲と当該銃砲に適合する実包等を共に保管することが禁止されているほか、同一建物内に銃砲と当該銃砲に適合する実包等を保管しないよう努力義務が課されている。

【図24】銃砲の保管方法・場所に関する規制等

銃砲の保管方法・場所に関する規制（銃刀法第10条の4）							
<p><b>1 趣旨</b> 許可により所持が認められている銃砲が盗難や第三者支配等されることによる犯罪又は事故を防止する。</p> <p><b>2 規制概要</b></p> <p>(1) 所持許可を受けた者は、銃砲の保管を委託する場合や正当な理由がある場合を除き、一定の基準の設備・方法により、銃砲を自ら保管しなければならない。</p> <p>(2) 銃砲を保管する設備には、銃砲と当該銃砲に適合する実包等を共に保管してはならない。</p> <p>(3) 同一建物内に銃砲と当該銃砲に適合する実包等を保管しないように努めなければならない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備</td> <td>・ 堅固な金属製ロッカー等 ・ 確実に施錠できる錠を備えている ・ 管理上支障のない場所にある ・ 容易に持ち運びができない</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>・ 銃砲を上記設備に確実に施錠して保管 ・ 上記設備を常に点検し、上記基準に適合するように維持</td> </tr> </tbody> </table>	基準		設備	・ 堅固な金属製ロッカー等 ・ 確実に施錠できる錠を備えている ・ 管理上支障のない場所にある ・ 容易に持ち運びができない	方法	・ 銃砲を上記設備に確実に施錠して保管 ・ 上記設備を常に点検し、上記基準に適合するように維持
基準							
設備	・ 堅固な金属製ロッカー等 ・ 確実に施錠できる錠を備えている ・ 管理上支障のない場所にある ・ 容易に持ち運びができない						
方法	・ 銃砲を上記設備に確実に施錠して保管 ・ 上記設備を常に点検し、上記基準に適合するように維持						

クロスボウの一般的な保管方法・場所		
	保管方法	保管場所
射撃競技	○ クロスボウはケースに入れる等して保管。	○ 自宅に保管。 ○ 部活では大学内の鍵のかかる倉庫に保管。
競技以外の標的射撃	○ クロスボウはケースに入れる等して保管。	○ 自宅等に保管。
その他 (動物麻酔、調査研究)	○ クロスボウはケースに入れる等して保管。	○ 事務所の鍵のかかる倉庫等に保管。

※ 平成22年1月～令和2年6月に検挙した事件32件中、確認できる限りにおいて、盗難されたクロスボウによる事件は把握なし。

【図25】猟銃等の保管の委託の概要

<p>○ 猟銃等販売事業者又は指定射撃場等設置者は、事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出ることにより、猟銃等保管業者として、委託を受けて猟銃等を保管することができる。(銃刀法第10条の8及び第3条第1項第9号)</p> <p>※ 銃刀法第4条第1項第1号の規定により猟銃・空気銃の所持許可を受けた者は、猟銃等保管業者に対し、許可を受けた猟銃・空気銃の保管を委託することができる。</p> <p>○ 猟銃等保管業者は、委託を受けて保管する猟銃等を一定の基準の設備・方法により保管しなければならない。(銃刀法第10条の8第2項(第9条の7第2項準用))</p> <p>■ 保管設備・方法の基準(銃刀法施行規則第91条)</p>	
設備	・ 堅固な金属製ロッカー等 ・ 容易に持ち運びできない ・ 非常時の外部通報装置 等
方法	・ 猟銃等を上記設備に確実に施錠して保管 ・ 保管受託時に委託者の所持許可証を確認 等

なお、標的射撃等のため猟銃又は空気銃の所持許可を受けた者は、猟銃等販売事業者又は指定射撃場等設置者であって、都道府県公安委員会に猟銃等保管業の届出を行ったものに対し、許可を受けた猟銃又は空気銃の保管を委託できることとされており、猟銃等保管業者には、保管設備・方法に関し、所持許可者が自ら保管する場合よりも厳しい基準が設けられている。

## (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウの保管方法・場所に関する規制について議論した結果、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- クロスボウがきちんと保管され、他人の手に渡らないようにするための定めを置くことが必要。
- 誰もがすぐ目に付くところにクロスボウを置いてはいけないといった規制をすべき。
- 大学の部活動においては、学生が個人の下宿先に持ち帰って保管した際の盗難の危険性等を考慮して、部員全員分のクロスボウを大学敷地内のコンテナでまとめて保管しており、こうした実態にも配慮してほしい。
- 倉庫に複数の者のクロスボウをまとめて保管する場合、各所持者が所持を許可されたクロスボウにチェーンで鍵をかけるなどの措置を講じるよう求めることは、現実的な方法としてあり得るのではないか。
- 責任の所在を明確にする観点から、例えば大学の部活動の場合、部員のクロスボウを指導者に預け、指導者が責任を持って保管するという方法もあり得るのではないか。
- 大学生については、もう大人なのだから、個人で安全に保管させることで責任と自覚を持って所持するということを学んでもらうことも重要ではないか。
- 個人が責任を持って保管するということをベースにしつつ、例外的な扱いができる余地は排除しないということによいのではないか。
- クロスボウ本体と矢を別の場所に保管することを求めるかどうかについては、大学の部活動等の実態を踏まえて考えていくべき。
- クロスボウケースの中にクロスボウ本体と矢を一緒に入れてしまうと、矢が圧迫されて駄目になることがあるため、競技用クロスボウについては、クロスボウ本体と矢を一緒のケースに入れて保管することはほとんどない。
- 安全な保管方法としては、弓と本体部分を分解し、分解した状態で別の保管場所に保管することが望ましい。

このような議論を踏まえ、保管方法・場所の規制に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

### 【規制の方向性】

- クロスボウの保管に関しては、盗難や所持者以外の者の操作によりクロスボウが悪用されることを防止するためにも、所持の許可を受けた者が危険な物を所持しているという自覚を持ち、責任を持って、用途に応じた適切な設備・方法により保管することを求めるのが適当である。
- このため、所持の許可を受けた者が当該クロスボウを自ら保管することが原則となるが、他方で、第三者に保管を委託した方がより安全に保管できると認められる場合もあり得るところ、そのような場合のため、より厳しい基準の設備・方法の下で他者のクロスボウを適切に保管することができる者と認められる者に対して保管を委託できる制度を設けておくことが適当である。
- この保管委託先としては、空気銃の場合には、都道府県公安委員会に届け出た販売事業者と指定射撃場等設置者とされているが、クロスボウについては指定射撃場制度を設けないのであれば、射撃指導員（11(1)「射撃指導員の指定」を参照）も保管委託先の一つとすることについて検討することが適当であろう。
- また、盗難された場合の悪用リスクを低減させるため、クロスボウの保管設備に、クロスボウと矢を共に保管することを禁止するとともに、当該保管設備の存する建物内に矢を保管しないように努めることを求めることが適当である。

## 8 所持者に対する講習について

### (1) 現状等

現在、クロスボウの所持者に対し正しい使用方法等を教える場として、一般社団法人全日本クロスボウ協会が開催する試射会や日本ボウガン射撃協会が開催する練習会が確認されているが、これらの試射会や練習会は全国的に開催されているものではない。

猟銃及び空気銃については、その取扱いに起因する事件や事故を防止するため、新たに標的射撃等のために所持許可を受けようとする者については初心者講習を、現に標的射撃等のために所持許可を受けている者で、所持許可の更新を受けようとするものについては経験者講習を、それぞれ受けることとされており、これにより、猟銃及び空気銃の所持に関する法令や使用、保管等の取扱いについて教わる機会が確保されている。

なお、猟銃については、猟銃の使用に伴う事故の発生状況等に鑑み、新たに所持許可を受けようとする者や所持許可の更新を受けようとする者に対し、技能面の講習等を求めているが、空気銃については上記座学の講習のみが必要とされている。

【図26】 猟銃又は空気銃の講習の概要（銃刀法第5条の3第1項）

	受講対象者	講習内容	講習時間
初心者講習	現に銃刀法第4条第1項第1号（※）の規定による猟銃又は空気銃の所持許可を受けていない者で、新たに所持許可を受けようとしているもの ※狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間以上3時間以内
		猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間以上2時間以内
経験者講習	現に銃刀法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者で、所持許可の更新を受けようとするもの	猟銃及び空気銃の所持に関する法令	1時間以上2時間以内
		猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	30分以上1時間以内

### (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウ所持者に対する講習について議論した結果、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- 関係団体が自主的に開催している講習では、必ずしも所持者全員が参加するわけではないため、講習の受講を義務付けるべき。
- 講習の実施方法等については検討が必要だが、講習の義務付け自体は必要。

このような議論を踏まえ、所持者に対する講習の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

#### 【規制の方向性】

- クロスボウの悪用防止はもとより、誤った使用方法による事故等を防止するためには、所持者が正しい法令の知識・使用方法等を教わる機会を設けることが必要であることから、標的射撃等のために所持許可を受けようとする者については、講習（座学）の受講を必要とすることが適当である。
- この講習の機会には、クロスボウを分解して保管することを含め、保管等の具体的方法についても指導することが適当である。

## 9 譲渡し（販売等）に関する規制について

### (1) 現状等

クロスボウについては、用途により大別して、競技用クロスボウと競技用以外のクロスボウがみられるところ、競技用クロスボウの販売については、かつて製造を行っていた国内業者1社\*8がその在庫分を販売しているのみであり、他に販売を行っている国内業者は把握されておらず、個人が直接海外業者から輸入し、入手するのが一般的とされる。

また、競技用以外のクロスボウについては、インターネットを中心に販売する国内業者が存在し、警察庁が主な国内販売業者から年間の個人向け販売数を聴取したところ、年間千数百本を販売している業者が1社あるが、多くの業者は年間数十本を販売しているとのことであった。

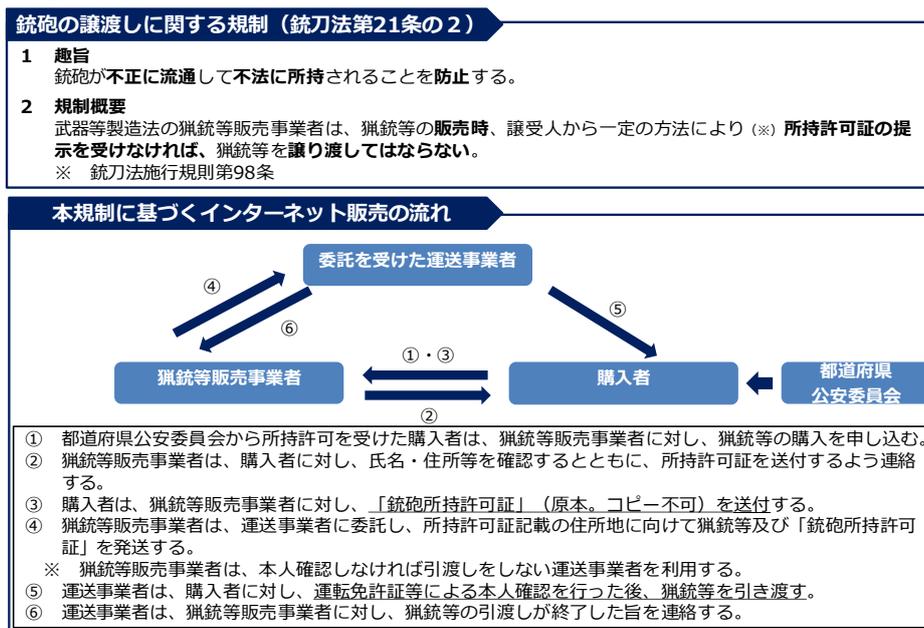
販売規制に関しては、現在、一部府県の青少年育成条例により青少年（18歳未満の者）に対する販売等が禁止されているものの、成人に対する販売に係る規制はなされていない。

また、事業者において、未成年者に販売しないなどの自主規制に努めているものの、未成年者によるクロスボウ使用事件が発生しており、事業者による自主規制には限界がみられる状況が認められる。

一方、銃砲については、不法に所持されることを防止するため、猟銃等販売事業者は、猟銃等の販売時、購入者から所持許可証の提示を受けなければ、猟銃等を譲り渡してはならないこととされている。

また、この規制がインターネット販売においても確実に遵守されるよう、購入者から猟銃等販売事業者に対し所持許可証の原本を送付させ、引渡し時には運転免許証等により本人確認を確実にを行うなどのスキームが構築されている。

【図27】銃砲の譲渡しに関する規制等



\*8 当該業者によれば、現在は製造を中止しているとのことである。

なお、製造・販売事業そのものに対する規制について、猟銃等の製造・販売事業者は、事業調整等を目的とする武器等製造法（昭和28年法律第145号）において製造・販売事業に係る規制が設けられ、都道府県知事の許可が必要とされている。一方、捕鯨用標識銃等の製造・販売事業者は、武器等製造法において製造・販売事業に係る規制は設けられておらず、銃刀法において都道府県公安委員会への届出を行うことにより製造・販売目的での所持が認められることとなっている。

【図28】銃砲の販売事業者等の枠組み

		製造	製造目的所持	販売	販売目的所持	保管受託
猟銃等	製造事業者	武器等製造法の許可	銃刀法	武器等製造法(注2)	銃刀法(注2)	-
	販売事業者	-	-	武器等製造法の許可	銃刀法	銃刀法の届出
捕鯨用標識銃等 (注1)	製造事業者	-	銃刀法の届出	-	-	-
	販売事業者	-	-	-	銃刀法の届出	-

注1 「捕鯨用標識銃等」とは、武器等製造法の規制対象とされていない捕鯨用標識銃、救命索発射銃、建設用びょう打銃等をいう。

注2 猟銃等製造事業者がその製造に係る猟銃等をその工場又は事業場において販売する場合に限る。

## (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、クロスボウの譲渡しに関する規制について議論した結果、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- 現在は、インターネット販売により誰でもクロスボウを手に入れることができる。身近にあるから犯罪に使用してしまうということとは否定できない。
- インターネット販売自体が事件発生の直接の原因になるのではなく、事件を起こすような人に購入させないというのが肝になる。
- クロスボウの販売方法については、ほとんどがインターネット販売とのことであり、業界において自主規制をかけているようだが、事実上、全く規制なく簡単に手に入れることができるというのは危険。インターネット販売自体が悪いわけではないが、インターネット販売が常態化していることに合わせた何らかの手当てが必要。
- 譲渡しに関して、銃砲と同様のスキームが設けられれば、インターネットで購入されるものを含め、クロスボウの犯罪への悪用を防げるのではないか。
- クロスボウを販売する側に対しても、何かしらのコントロールが必要。

このような議論を踏まえ、譲渡し（販売等）の規制に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

### 【規制の方向性】

- クロスボウの悪用や危害の発生を防止するためには、適正な使用を期待できない者の手に渡らないようにするための実効性ある仕組みが必要である。
- そのため、販売事業者等が、販売時等に購入者から所持許可証の提示を受けなければ、クロスボウを譲り渡してはならないこととすることが適当である。
- インターネット販売においても、上記の枠組みを採った上、銃砲と同様、クロスボウの引渡し時にしっかりと本人確認を行うなどのスキームを設ければ、問題は生じないものと考えられる。
- なお、販売事業者等については、事業調整等を目的とする武器等製造法による規制ではなじまないとして、同法において販売事業等に係る規制が設けられない場合には、都道府県公安委員会への届出を求めることにより販売目的の所持を認めるなどの手当てをすることが適当と考えられる。

## 10 現に所持している者への経過措置等について

### (1) 現状等

我が国におけるクロスボウの流通数は必ずしも明らかではないが、主な国内販売業者からの聴取結果を踏まえると、年間に少なくとも千数百本のクロスボウが販売されてきたものと推計される。

新たにクロスボウを規制対象とするに当たり、現にクロスボウを所持している者に対する取扱いについて検討する必要がある。

この点、過去の銃刀法改正時の例を見ると、平成18年改正時と平成20年改正時ともに、施行時に現に所持している者に対しても規制を及ぼし、一方で、所要の経過措置を設け、経過措置期間中に廃棄等の手続を行うことを求めている。

【図29】新たに規制対象となる物を所持している者に対する経過措置等（過去の銃刀法改正時の例）

	準空気銃（H18改正）	ダガーナイフ（H20改正）
改正前の事件の発生状況等	所持許可制となっている空気銃に該当する程度の威力（人の生命に危険を及ぼし得る威力）はないが、人を傷害し得る威力を有するいわゆるエアソフトガンが国内に流通し、これによる事件が多発した。	平成20年6月、東京・秋葉原で発生した無差別殺傷事件において、ダガーナイフ等の刃物が使用された。
改正の概要	準空気銃（※）を所持禁止とした。 ※ 圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であって空気銃に該当しないものうち、人を傷害し得るもの	刃渡り5.5cm以上の剣を所持許可制とした。 ※ 従来、刃渡り15cm以上の剣が所持許可制の対象であった
改正法施行時、現に規制対象となる物を所持している者に対する経過措置の概要	改正法施行の際、現に準空気銃を所持している者又はその者から当該準空気銃の改造（※）を委託された者は、施行日から6月間、当該準空気銃に関する限り、所持禁止の規定は適用しない。 ※ 準空気銃に該当しない物とするための改造	改正法施行の際、現に特定刀剣類（※）を所持している者又はその者から当該特定刀剣類の輸出・廃棄の取扱いを委託された者は、施行日から6月間、当該特定刀剣類に関する限り、所持禁止の規定は適用しない。 ※ 改正法により新たに規制の対象となった刃渡り5.5cm以上15cm未満の剣
経過措置期間における回収等の状況	・所持している者は経過措置期間中に廃棄・改造を実施。 ・所持している者が円滑に改造等ができるよう、業界団体に対し、回収・改造への協力を依頼。	・所持している者は経過措置期間中に廃棄等を実施。 ・経過措置期間中、都道府県警察が回収に協力（1万1,744振を回収）
改正当時の流通数（推計）	約80万丁が流通	年間3,500本程度が販売(平成19年)

### (2) 議論

以上のようなことを踏まえ、規制施行時に現にクロスボウを所持している者への経過措置等について議論した結果、委員からは、例えば次のような意見が出された。

- 現実にクロスボウが故意の犯罪の道具として使用されていることを踏まえ、現にクロスボウを所持している者についても規制対象とし、現にクロスボウを所持している者に対して、一定期間のうちに、許可申請や廃棄等の必要な手続をとることを求めるべき。

このような議論を踏まえ、現に所持している者への経過措置等に関する方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

#### 【規制の方向性】

- 新たな規制を設けるに当たり、規制の施行後に新たにクロスボウを所持しようとする者のみならず、規制の施行時に現にクロスボウを所持している者についても規制を及ぼすことが適当である。
- ただし、現にクロスボウを所持している者又はその者から当該クロスボウの廃棄等の取扱いを委託された者については、規制施行後一定期間は、当該クロスボウに限り所持することができることとし、その間に必要な手続を行うこととすることが適当である。

## 11 その他の規制について

### (1) 現状等

#### ○ 所持に係る手続

現在流通しているクロスボウについては、シリアルナンバー等が付されていないものも多い。

この点、銃砲については、所持許可を受けた者は、所持することとなった銃砲が当該許可に係る銃砲であるかどうかについて、都道府県公安委員会の確認を受けなければならないこととされている。また、都道府県公安委員会は、標的射撃等のため所持許可を受けた者に対し、その所持する猟銃又は空気銃が当該許可に係るものであることを表示させるため必要がある場合には、当該許可に係る猟銃又は空気銃に番号又は記号を打刻することを命ずることができることとされている。

#### ○ 国際競技に参加するため入国する外国人の取扱い

日本ボウガン射撃協会によれば、過去には我が国においてクロスボウを使用する国際競技が開催されたことがある。

この点、銃砲については、銃砲を使用する国際競技に参加するため入国する外国人は、当該国際競技に用いる銃砲の所持について、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととされているが、国際競技に参加する外国人は、いわばスポーツ使節として一国を代表するものであるから、国際親善の見地から、人的欠格事由が適用されないといった特例の手続が設けられている。

#### ○ 射撃指導員の指定

現在、日本ボウガン射撃協会が開催する練習会等においては、クロスボウ所持者に対し、正しい使用方法等に関する実技面の指導が行われているほか、大学の部活動においては、監督等が部員に対し指導を行っている実態が認められる。

この点、猟銃又は空気銃については、都道府県公安委員会が、猟銃又は空気銃の操作及び射撃に関する知識、技能等が一定の基準にある者を、その者の申請に基づき、射撃指導員として指定することができ、指定を受けた射撃指導員は、指定射撃場等において猟銃又は空気銃による射撃の指導を行うため当該指導を受ける者が許可を受けて所持する猟銃又は空気銃を所持することができることとされている。

#### ○ 国民体育大会等の運動競技会に参加する選手の年齢の取扱い

現在、我が国において、クロスボウを用いた射撃競技については、大学生以上の者により行われている実態が認められる。

この点、国民体育大会の空気銃射撃競技に参加する選手又はその候補者として

推薦された者等<sup>\*9</sup>、一定の資格（年少射撃資格）の認定を受けた10歳以上18歳未満の者については、指定射撃場において、その指導に当たる射撃指導員の監督の下に空気銃を使用することができる制度が設けられている。

## ○ 所持者の義務・行政による監督

- ・ 銃砲の所持許可者は、亡失等した場合に警察官に届け出ることや、銃砲を携帯等する場合に所持許可証を携帯することが義務付けられている。
- ・ 都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可者が一定の法令に違反した場合等に、必要な措置をとることの指示や許可の取消し等を行うことができることとされている。

また、都道府県公安委員会は、銃砲の所持許可者が引き続き人的欠格事由に該当していないか等を調査する必要があるときは、その者に対し、報告等を求めることができることとされている。

上記のものを含め、銃刀法においては、図30のとおり猟銃及び空気銃に係る規制が設けられている。

【図30】銃刀法におけるその他の主な規制内容

<b>許可の手続等</b>	<b>都道府県公安委員会による監督</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 許可に係る銃砲刀剣類の確認(第4条の4第1項)</li> <li>② 猟銃等に対する番号等の打刻(第4条の4第2項)</li> <li>③ 同居の親族に係る欠格要件(第5条第5項)等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 射撃指導員の指定(第9条の3)</li> <li>② 猟銃・実包の保管場所に対する立入検査(第10条の6第2項)</li> <li>③ 指示(第10条の9第1項)</li> <li>④ 許可の取消し及び仮領置(第11条)</li> <li>⑤ 3年以上許可に係る用途に供していない場合の取消し(第11条第5項)</li> <li>⑥ 報告徴収等(第12条の3)</li> <li>⑦ 銃砲刀剣類の検査(第13条)</li> <li>⑧ 調査を行う間における銃砲刀剣類の保管(第13条の3) 等</li> </ul>
<b>所持者の義務等</b>	<b>その他</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 許可の失効時における許可証の返納及び銃砲の仮領置(第8条)</li> <li>② 射撃技能の維持向上努力義務(第10条の2)</li> <li>③ 実包に係る帳簿記載義務(第10条の5の2)</li> <li>④ 猟銃等の保管の委託(第10条の8)</li> <li>⑤ 亡失・盗難時の届出義務(第23条の2)</li> <li>⑥ 許可証の携帯(第24条) 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 発見・拾得の届出義務(第23条)</li> <li>② 異常な挙動をする者等からの銃砲刀剣類等の一時保管等(第24条の2)</li> <li>③ 本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲刀剣類の仮領置(第25条) 等</li> </ul>
<b>外国人選手の特例</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外国人選手に対する許可の特例(第6条)</li> </ul>	
<b>年少者の取扱い</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年少射撃資格認定制度(第9条の13等)</li> </ul>	

※ 青字は猟銃のみに係る規制

## (2) 議論

以上のような現状等を踏まえ、その他の規制について議論した結果、基本的には空気銃と同様の規制を設けることが適当であるとされ、その上で委員からは、例えば次のような意見が出された。

- クロスボウを物理的に特定できるようにするための措置は必要と思われるが、措置の具体的な方法については、クロスボウの材質等を踏まえ検討する必要がある。
- 現時点では我が国に18歳未満のクロスボウ競技の選手はいないが、今後、18歳

\*9 空気拳銃以外の空気銃については国民体育大会、空気拳銃についてはオリンピック競技会、アジア競技大会、近代五種競技世界選手権大会、世界射撃選手権大会及びアジア射撃選手権大会の選手又はその候補者として推薦された者。

未満の選手が出てきた場合には、青少年育成条例等との兼ね合いはあるものの、空気銃にあるような年少射撃資格認定制度のような制度を設けることについて、実態を踏まえて検討を行ってほしい。

このような議論を踏まえ、規制の方向性として、次の内容について共通認識が得られた。

#### 【規制の方向性】

- 規制の実効性を確保するための行政による監督措置として、以下のような仕組みを設けることが適当である。
  - ・ 所持許可者が一定の法令に違反した場合等において、都道府県公安委員会は、必要な措置をとることの指示や許可の取消し等を行うことができる。
  - ・ 標的射撃等のために所持が許可されたクロスボウが3年以上当該許可に係る用途に使用されていない場合、都道府県公安委員会は、許可を取り消すことができる。
  - ・ 都道府県公安委員会は、所持許可者が引き続き人的欠格事由に該当していないか等を調査する必要があるときは、同人に対し、報告等を求めることができる。
- クロスボウの所持許可は、一つのクロスボウにつき一つの許可を行うものであり、所持許可を受けた者が、実際に所持することとなったクロスボウが当該許可に係るクロスボウと合致するかどうかについて、都道府県公安委員会による確認を受けることを求めることとすることが適当である。

その際、標的射撃等のために所持が許可されたクロスボウについて、当該クロスボウを外形上特定することが困難な場合に、都道府県公安委員会が、特定のために必要な措置を講じることができるようになることが適当である。
- クロスボウ所持者に対し、亡失等した場合における警察官への届出や、クロスボウを携帯等する場合における所持許可証の携帯を求めるとすることが適当である。
- 射撃の指導の適正等を図るため、クロスボウの操作及び射撃に関する知識、技能等が一定の基準にある者を、その者の申請に基づき、射撃指導員として指定し、射撃指導員が、射撃の指導を行うため指導を受ける者のクロスボウを所持することができる制度を設けることが適当である。
- クロスボウの所持許可を受けようとする者によるクロスボウの選定に資するよう、座学の講習を受講し、人的欠格事由に該当しないなど一定の要件を満たす者であれば、射撃指導員が所持許可を受けたクロスボウを使用して射撃練習をできる制度を検討することが適当である。
- 過去には我が国においてクロスボウを使用する国際競技が開催されたところ、国際競技に参加するため入国する外国人が当該国際競技に用いるクロスボウを所持することについては、銃砲と同様の特例の手続を認めることが適当である。
- 現在、我が国において、クロスボウを用いた射撃競技については、大学生以上の者により行われている実態が認められることから、国民体育大会等の運動競技会に参加する選手又は候補者である年少者に係る射撃資格認定制度は設けないこととすることが適当である。

ただし、今後の状況により、空気銃と同様に年少者を国民体育大会等の運動競技会に参加させる必要が生じた場合には、実態を踏まえた検討を行うことが適当である。
- 上記のほか、危害予防の観点から空気銃と同様の規制を設けることを基本としつつ、具体的な規制内容については、クロスボウの実情を踏まえて検討を行うことが適当である。

# 検討の基本的な方向性と規制の方向性

## 検討の基本的な方向性

- 現実にはクロスボウが**故意の犯罪の道具として使用され、人を死傷させる結果が生じている実態**があることを踏まえ、クロスボウの悪用や危害の発生を防止するため、**新たな法的規制**を行うことにより、**実効性のある対策を早急に講じる**ことが必要。
- 具体的な対策の検討に際しては、
  - ① クロスボウの悪用や危害の発生をいかに防いで、**人身の安全を守るか**という点に主眼を置く。
  - ② スポーツとして健全に行われている標的射撃を含め、**社会生活上有用な道具として使用されているものについては、安全面を確保した上で使用できるよう配慮**する。
  - ③ クロスボウの所持、使用、保管、販売の在り方等**幅広い観点から対策を検討**する。

## 規制の方向性

### 規制の態様

- **所持許可制**（都道府県公安委員会による許可）とすることが適当。

### クロスボウの定義、規制対象の範囲

- 規制対象となるクロスボウを、
  - ① **弦（弓の原理）**を使用して矢を発射する機能を有する
  - ② 引いた**弦を固定**する装置を有する
  - ③ **一定以上の威力（人の生命に危険を及ぼし得る威力）**を有するものとするが適当。

### 所持が可能な用途

- 所持可能な用途は、動物麻酔、学術研究、標的射撃等の**社会生活上有用な道具としての用途に限定**することが適当。

### 人的欠格事由等

- 適正な取扱いを期待できる者にのみ所持を認めるため、**人的欠格事由を設ける**ことが適当。

### 構造・機能に関する規制

- 所持の許可を受けた用途との関係で**不必要で過大な構造・機能や悪用される危険性の高い構造・機能**を有するクロスボウの所持は**認めない**こととすることが適当。

### 使用方法・場所に関する規制

- 所持の許可を受けた用途に供するため**必要な範囲内でのみ使用**を認めることが適当。
- 発射は、**危害予防上問題のない場所に限り認める**ことが適当。

### 保管方法・場所に関する規制

- 所持者が**責任を持って自ら適切な設備・方法により保管**することを原則とすることが適当。
- 一方、一定の保管設備等を有する者に保管委託することが危害予防上好ましいこともあり得ることから、**保管委託を可能とする制度を設ける**ことが適当。

### 所持者に対する講習

- 所持許可を行う上で**講習（座学）の受講を必要**とすることが適当。

### 譲渡し（販売等）に関する規制

- 所持許可者への譲渡しが**確実に**なされるよう、**空気銃と同様のスキーム**を設けることが適当。
- **販売事業者**については、**都道府県公安委員会への届出**を求めた上で、販売目的のための所持を認めることが適当。

### 経過措置等

- 規制の施行時に**現にクロスボウを所持している者についても規制**を及ぼすことが適当。
- ただし、**必要な経過措置期間**を設け、その間に必要な手続をとれるようにすることが適当。

※ 上記のほか、危害予防の観点から**空気銃と同様の規制を設けることを基本**としつつ、具体的な規制内容については、**クロスボウの実情を踏まえて検討**を行うことが適当。

## 第5 おわりに

本検討会では、クロスボウの使用実態やクロスボウが使用された犯罪の実態等を踏まえ、今後の検討の方向性と各論点ごとの規制の方向性をまとめたところである。

今後、警察庁において、本報告書の内容を踏まえた措置について、銃刀法の改正を含めた検討を行い、当該措置ができる限り速やかに講じられることを期待する。

今後の検討に際しては、危害防止に主眼を置きつつ、社会生活上有用な道具として使用されている点にも配慮し、幅広い観点から検討する必要がある。

最後に、本検討会としては、本報告書がクロスボウの犯罪への悪用や危害の発生を防止するための一助となり、クロスボウの健全な利用にもつながることを願うものである。

参考資料 1 クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会 委員名簿

【有識者委員】

座長 藤原 静雄 中央大学大学院法務研究科教授

委員 江田 明弘 公益社団法人日本P T A全国協議会副会長

奥本 一法 一般社団法人全日本クロスボウ協会会長

木村 光江 東京都立大学大学院法学政治学研究科教授

清永 奈穂 株式会社ステップ総合研究所所長

鈴木 範夫 日本ボウガン射撃協会常任理事

高崎 玄太朗 弁護士・T & T パートナーズ法律事務所

(敬称略、委員は五十音順)

【警察庁出席者】

生活安全局長 小田部 耕治

長官官房審議官（生活安全局担当） 檜垣 重臣

生活安全局保安課長 小堀 龍一郎

参考資料2 クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会 開催状況

第1回 令和2年9月23日（水）

- 自由討議

第2回 令和2年10月14日（水）

- 自由討議

第3回 令和2年11月2日（月）

- 自由討議

第4回 令和2年11月25日（水）

- 報告書取りまとめ